

# 総務常任委員会会議録

[平成21年 5月22日開催]

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成21年 5月22日  
午前11時30分 開会  
午後 0時10分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	木 曾 弘 美
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	吉 田 良 子
委 員	武 田 昌 起
委 員	原 口 育 大
委 員	島 田 貞 洋
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 田 宏 昭

### 欠席委員（2名）

委 員	楠 直 茂
委 員	乙 井 勝 次

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	南 幸 正

財 務 部 長	岡 田 昌 史
総 務 部 次 長 兼 選挙管理委員会書記長	入 谷 修 司
財 務 部 次 長	土 井 本 環
市 長 公 室 課 長	田 村 愛 子
総 務 部 総 務 課 長	佃 信 夫
財 務 部 財 政 課 長	神 代 充 広

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第59号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 4
- ② 議案第60号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について…………… 4

## III. 会議録

# 総務常任委員会

平成21年 5月22日(金)  
(開会 午前11時30分)  
(閉会 午後12時10分)

○木曾弘美委員長 皆さん、ご苦労さまです。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会します。

本日、臨時会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、慎重にご審議をいただくようよろしくお願いいたします。

楠 直茂委員と中田次長につきましては欠席しますとの連絡が入っておりますので、報告しておきます。

## 1. 付託案件

- ① 議案第59号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ② 議案第60号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○木曾弘美委員長 ただいまから第25回臨時会におきまして当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり提案理由の説明について、お諮りいたします。

付託案件につきまして、本日の本会議において説明を受けております。

本委員会は質疑から行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議なしと認めます。

よって、議案の説明は省略いたします。

議案第59号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第60号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、2件一括して審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、議案第59号及び議案第60号、2件一括して審査を行いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 60号の方ですけども、本会議で説明があった中で、職員組合と一応協議をされたということで、その中で、職員組合との協議における問題点というか、組合からの要望等々があったわけです。それについてのご説明をお願いします。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 職員組合との交渉は、14、15にかけて行われたわけでございますが、その席上におきましても、国の人事院勧告がなされて、そしてまた兵庫県の人事委員会がしなかったということについて質疑等がありました。企業のサンプル数が少ない実態の中で、そういう確定した数値が出てこないんじゃないかというようなことでの交渉事になりましたが、先ほどの中でも言いましたが、私たちは国の調査を尊重したいということで、今回の人事院勧告を実施したいということで提案させていただきましたが、県の方につきましても、今回は調査サンプル数が少なく、回答も少なかったという中で、県の方は秋にということでしたが、国の方も通常であれば8月中旬には調査結果が出て、人事院勧告を行いますので、それが出るとまた私どもの方も12月には、議会に提案していかなければならないということになるわけですが、県の方も、秋の調査で具体的な数値が出ますと、人事委員会の方もそういう方針を出すのでないかと考えております。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということにつきましては、今回は職員組合もこのような国の人事院勧告、県は別としても、市は国の人事院勧告に基づいて執行するんだということについての理解というか、認識というのが執行部としてどう受けとめられましたですか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 交渉の席上、組合側につきましては8月での人事院勧告につ

いては受けますということをお伺いしております。そして、ただ先ほども申し上げましたとおり、夏のボーナスにつきましては、調査自体がサンプル数が少ない、また回答も少ないということでの協議になったわけでございます。

○木曾弘美委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは今回のこの人勧については、一つ認識したという形を受けとめてよろしいんですか、職員組合は。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） はい、そのとおりでございます。それで今回は、だから0.2カ月の特例措置として凍結ということで、秋の人事院勧告できっちりすればそこでまた提案をしていきたいと考えております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 今の総務部長の話の中でサンプル数が少ない言うことは、市町にずっと問い合わせきてるんやね。でもないの。県をまたいで問い合わせきてるんですか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 特別調査が行われまして、それが全県にわたってやっておる状況です。普通、人事院勧告の調査であれば、前年度の1年間の特別給の支給状況等を調査するわけですけど、それとか給与等もやるわけですけど、それは1万1,000事業所等あるわけなんですけど、今回国の方は2,700の抽出によって行われたと聞いております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 そしたら、それに対する回答が、普通は100%あるんでしょう。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 通常であれば70から80%ぐらいの回答になっているよう

に思われます。今回についても70程度かなということでございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 今までは人事院勧告ということで、かなりお上の声というように職員はとらえてるみたいなんですけれども、それに対して今回はこういうふうに2,000何ぼのサンプル数やから、各県・市・町がそれを勧告しないというようなことも出てるようなんですけれどもね。ここら辺で、片や減額するのには反対して、増額するには皆賛成やと、こういうふうな態度が見受けられるというように思いますけれども、ここら辺で減額は勧告しないという市町、さっき森上委員が言いよったところはさきに、何らかの形で減額をされてるようなところが多いと。今回の勧告には従わないというようなことを言うてましたけれども。ここら辺での当市として、どの辺ぐらいまでの減額を今までやってきたんかどうか。市長、副市長は、この間、減額はしてるというのは聞いてますけれども、職員についてはどうでしょう。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまのご質問にお答えする前に、人勧のサンプル数につきまして、若干詳細についてご説明申し上げますと、今回特別調査ということで先ほど部長も申し上げましたが、通常だったら1万社ぐらいのサンプル数を抽出するんですけども、今回2,700ということで、そのうち回答があったのが340社ということで20%満たないような結果でございました。そのためその数値については信頼性が置けないということもあって、今回取り扱いについては、各団体ごとでまちまちになってるということでございます。県については独自で調査をしてですね、県自体の結果をもった判断でございまして、それはそれでいいんですけども、我々、地公体はやはりそういう調査機関を持ってないものですから、やはり国の者に従うということでございます。ただし暫定的な、一時的な措置でございまして、通常の人勧が出ましたら、その数値に対しても完全実施しながら、今回の行った暫定的な数値をそこで、例えば0.4マイナスということが今後出ましたら、今、マイナス2ですから、以降はマイナス2というようなことで調整とっていききたいというような考え方でございます。

済みません。減額につきましては平成18年4月におきまして、国のこれも企業改革がございまして、それ従って最大は7%、6.8%と言われておりますけれども、その減額をしております。18年4月に給与条例も改定しまして、行わさせていただいて、現在に至っておるわけでございます。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、人事院勧告に伴ってというふうなことで、過去今まで、人事院勧告に伴ってということで、地方公務員の給与が異常に上がってきたと、僕らは思っております。人事院勧告というのは国家公務員のことであって、それで執行部に聞きたいんだけど、総務省は、地方の公務員は地方の企業の50人以上の会社の給与ベースをそれに合わせた給与にするべきやというふうな指導も来ておる中で、やはり職員組合との話もあると思うんですけども、地方財政の厳しい折に、いつまでもいつまでも人事院勧告というのを盾にしていっては、やはり地方財政が破綻する可能性も出てくる恐れも、私あると思います。そんな中で、先ほど課長が、小さな市で調査隊を持ってないと。50人以上の会社の給与ベースなんて調べるのは簡単な話であって、そこら検討するというふうな執行部としてはないんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 長船委員さんの言われることももっともだとは思いますが、国の方では人事院、また県の方では人事委員会、また大きい政令市とか10万以上のところについては人事委員会を置くということで、そこでそういうことを決定しておりますが、私たち5万ちょっとの市では、そういう調査はしれたもんじゃないかと言われてますが、今の体制では、なかなか難しいのかなと考えておりますので、従来、国の方の調査というのはかなり綿密にやっておられると思っておりますので、それに従っていきたいと考えております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 あくまでも難しいというふうなことを言ってますけども、私は簡単だと思いますよ。50人以上の会社というのは、この地方において、特に兵庫県下においても調査したらええと思いますよ。簡単に出てくると思いますよ。やはり人事院勧告というのは、あくまでも国家公務員の給与ベースであります。やはり国家公務員と地方公務員とは、公務員であっても全く執行というか政策も何もかも違いますから、やっぱりそこらの観点を、どっかで思い切った線引きをせな財政改革なんかできないんじゃないかなと私は思うんですけども、副市長どうでしょうか。

○木曾弘美委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 長船委員さんの言われることもよくわかるんですが、やはり我々も自前の調査機関を持ってないということで、どこかに準拠していかなくてはなかなか基準が定められないということで、今は国の人事院勧告を基準にして考えておるわけでございますが、国と地方とも基準は同じなんですが、月給なんかラスパイレス指数等もしていきますと、国よりも必ず低いレベルで実施はさせていただいておりますから、国を超えるというようなことはございませんし、私どもは地方のこの状況を十分に踏まえながら、人勧の準拠もあわせながら、それを上回るということはできないかなというふうなことは十分認識しておりますので、地方の苦しい状況等も踏まえながら、今後も一つの基準として受けとめていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 私は国家公務員と同じやとは言っていないんです。人事院勧告というのは国家公務員であって、総務省も国の省庁なんですね。そこが各自治体に指導してきとるわけじゃないですか。ですから、兵庫県下においての地方公務員の給与、一般企業と比較したら、やはりはるかに給与ベースとしては高くなってきております。ですから、そういう部分を調査隊がなければ調査隊をつくれればいいわけじゃないですか。県下の中で50人だったら、すぐに出てくると思うんですよ。将来、そういう思い切った考え方を持っておらなくては、私は、市の財政改革にはならんのではないかなという、財政改革だけじゃなしに、夕張というような破綻した自治体になりかねないような危機感も私は持っておるんですけれども、そういう部分もぜひとも執行部として、将来的には持っていただきたいとお願いして終わっておきます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今回の人事院勧告を尊重してという話がたびたびありました。先ほど部長からも答弁がありましたように、公務員の夏のボーナスというのは通常8月にという話もありました。1年間の民間給与の実態調査をもとに、人事院勧告で決められるというのですけれども、今回はそのルールを破って、4月に臨時調査を実施したということで、課長からも答弁がありましたように、サンプル数が本来1万1,000企業対象で、今回2,700社で。それも郵送でしたと。返ってきたのが340社というふうになっております。調査がこれで本当に的確に反映したものとどうかということが問われると思えますけれども、こういうふうなずさんな調査を人事院勧告というふうな、大義名分のもとに、今言ってるわけですから。きのう、国会も開かれ、国会の総務委員会の中でも、この

調査のあり方についてただすと、人事院の谷総裁は全体を反映したかといえ、そうではないというふうに認めているということになっておりますけれども、こういうずさんな調査で人事院勧告がなされてくるということについて、先ほども何回もこれを尊重するというふうに言われておりますけれども、こういう実態もある中で尊重するというような立場なんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） その辺につきましては、こちらの方に来てます文書等でもわかっておりますが、サンプル数が少なく不確定という要素もたくさんあるということは十分承知はしておるわけですが、昨今の民間企業の回答等あったところを見ましても13%少しの、昨年のボーナスから比べれば減額しとるという実態も書いてございます。そこら辺を考慮しまして、特例措置として、今回0.2カ月の凍結ということで、そして先ほど申し上げました、8月の正確な調査の上で出てくる人事院勧告がなされてくると思いますが、そこで何カ月削減なるかわかりませんが、それを12月のボーナスに一気に反映すると、かなり大きい額になって、影響があるということも懸念して、6月のボーナスに反映したいというような思いもあって、こういう結果になったということで十分ご理解いただきたいと思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、さらに12月にも減額というような含みを持った発言でしたけれども、そういう調査などか国の方からの指摘とかそういうのがあるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） まだ今そこまで、はっきりとした申し出はないわけですけど、今の少ないサンプル数だけでも13%以上の減額等が出てきておる中で、いまだ夏季一時金の交渉妥結ができてない企業は、今後すべて調査範囲に入ってくるということで、ますます減額していく可能性はあるということで、そこらで調整したいという思いでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 公務員はボーナスというのは普通、民間企業よりかなり早い時期に支給されております。そうしますとこういうふうに、人事院勧告で0.2カ月ということになりますと、これから民間企業のボーナスにかなり影響が出てくるのではないかと思いますけれども、そこら辺の認識はどうなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 春の交渉時にボーナス等も決めてしまう企業と、そうでない、今、吉田委員が言われるように、今後決めていく企業とがございますが、企業は自分とこの損益計算等を勘案した上での一時金ということで、その辺は公務員のボーナスが、今0.2カ月削減されたという影響を受けるかどうかは、それは不確定な要素でございます。本来は企業は企業の損益でそういうのも決めていくことだと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 企業は企業の論理でボーナスなんかを決めるという話でありましたけれども、先ほど申し上げた、きのうの衆議院の総務委員会でも谷総裁は、民間労働者の関係で質問をしたときに、多くの方に何らかの影響を与えるというふうに認めております。部長はそういう姿勢ではないわけですが、やはり今回の公務員の減額というのは、やはり、これからの民間事業者にとって大きな影響を与えるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） 確かなことはわかりませんが、私のとり方としては先ほど申し上げたとおりで、多少影響していくかどうかは、それはわかりません、今のところ。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはりこういう臨時勧告というのは大きな問題だというふうに思っております。やはりルールを破って、こういうふうに人事院勧告で行うと、こういうルール破りというのが通用すれば、公務員の立場が守れないというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 何度も申し上げますが、人事院勧告ということで、我々は先ほど副市長からの答弁でございましたけども、一つの基準としてとらまえた中で我々の身の丈の給与水準も勘案した中で、結果的に人勧の完全実施を今までしてきたわけございますけども。いろいろな状況によって、いろいろまた今後考えていくことがあると思いますが、職員の給与水準ということを十分、我々総務としても認識した上で民間の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 基準という話がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、基準が今回の調査ではあいまいということを指摘しておきますし、やはり今、国の景気をいかに回復するかというのは、内需拡大に切りかえていこうというのが、今、中国も含めて世界的な流れになっております。内需拡大というのは、家計の懐をいかに暖めていく政策に切りかえていくかということになっているわけですけども、そういう中でこういうふうに給料が公務員が減れば、先ほど申し上げましたように民間の方にも影響が出てくるというのは、当然だというふうに思っております。

そういう中でこういうふうなことをするというのは大変遺憾だというふうに思っておりますし、やはり職員の方もそれなりの生活設計というのが当然あると思っておりますけれども、そこら辺に及ぼす影響というのははかり知れないものがあると思っておりますけれども、そこら辺についてはどういうふうな認識なんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 確かに今回の人勧はご指摘のように調査の期間も短くて、企業の抽出数も少ないということで、人勧の内容、文書の中にもそういった指摘がございます。そして、いわゆる製造業のウェイトも大きかったために、今回マイナスも大きかったということでかなり企業数のばらつきもあって、信頼性については乏しいということでございますが、私たちについては、国、県からの指導もございますし、先ほど言った身の丈にあったような給与体系をとっていかんとあかんということから、今回決定したわけでございますが、もちろん民間企業の動向については、注視すべきもんやと思っておりますが、先ほど長船委員からもご指摘ありましたけども、大企業とまた我々淡路、もしくは南あわじ市の民間企業の状況はかなり違うと思っております。こういうふうに減額させていただいた結果、まだまだ地域の民間の企業よりも高いというような指摘もございまして、そういったことにも耳を傾け、真摯な態度で臨んでいくようなことで、今後も人勧等については、注視を

しながら実施に向けて、完全実施、議論した中で対応していきたいと考えております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私はやはり通常の人事院勧告の状況を見て判断すべきというふうに思っております。ですから先ほども何回も申し上げますように、今回の臨時勧告というのはやはり不当な形で決められたということで、これは認めにくいということで意見を述べておきます。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 私は今説明を聞いていまして、8月に今度また通常どおりの調査をされて、それで出てきた結果については、例えば12月にさらなる引き下げがあるんか、その辺は相殺というか年間の中で、今回の分も含めて検討されるというふうな回答であったかと思えますんで、そういう意味では今人勤と給与との間にタイムラグというものが、どうしてもあると思えますので、そこを埋めるという意味では、今回臨時的にやっておいて、また12月に全体を通して見直すというのは、今までのそうした公務員の給与と民間とのタイムラグということを考えれば改善されるんじゃないかなというふうな意見を持っています。

ただ、客観的にどういう状況にあるのかということ先ほど長船委員もありましたが、やはり国と地方は違うということを見ると、やはり地方としての独自性も、基準は参考にするのは国の基準でもええと思うんですが、それに対しての地方の独自性も勘案しながらやっていかないかなの違うかなというふうにも思います。

参考に聞きたいんですけども、今回のことをやるやらないで、南あわじ市のラスパイレスというのはどういうふうに変化するのか、また県はどういうふうな状況になるのか。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ラスパイレスにつきましては算定してございませんので、現在発表することができません。申しわけございません。ただ、今回の措置によって、0.2の月数のマイナスによって生じる金額については一般職員で約4,300万円、特別職で48万円、再任用で約5万円で、合計で4,354万円程度というような金額は出ておりますが、ラスパイレス、現在20年度数値で、本市は96.2ということで、国よりも0.38ですか、少ないような状況になっておりますが、その辺の数値については、今後

また検討させていただきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 いろいろ話を聞いてますと、本当につらい、苦しい、おもしろくない話やと思うんですけども、長船委員さんの質問に相乗りしてちょっとお聞きしたいんですが、市内の50人以上の企業いうたら、何社ぐらいあるんですかね、今。少ないとは思いますが。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） ちょっと調べてないのでわかりません。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員 調べるべきと、調査すべきと、多分これは政治の仕事やと思うんですよ。なかなか執行部としても動きにくい、そういう事情もいろいろ見えるんですけども、それは市長なり議会がいろいろ考えてやらないかなのかなということは思います。

今回の臨時勧告もいろんな事情があると思うんですけども、それはそれなりに意味があったのかなと僕は思っています。どうせ給料下がる話ばかりやということで本当に職員の人にも士気が下がるのかなと思うんですけども、この辺についてはどんな対策を練っていくのか、人事評価とかいうのもありますけども、やっぱりこれは今回、これを機にして早急に実現に向けて、動いて行くべきやと思うんですけども、その辺についてどう思いますか。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長（南 幸正） それにつきましては副市長も例の別の件で申し上げたところでございますが、10月に職員との個人面談等をやっておるわけですが、給料が減額していくと、生活設計等も多少の修正を加えていかなければならない職員も出てくるかと思えます。そこら等も考慮に入れまして、早い時期に、各上司よりの個人面談、その点を含んだことを実施していこうかと考えております。

○木曾弘美委員長 出田委員。

○出田裕重委員           それは人事評価につながるんですか。面談ですよ。

○木曾弘美委員長           総務部長。

○総務部長（南 幸正）           つながりません。

○木曾弘美委員長           出田委員。

○出田裕重委員           つながらないのであれば人事評価制度は、また別で進められてると思うんですけども、今どういう状況ですか。

○木曾弘美委員長           総務部長。

○総務部長（南 幸正）           人事評価制度につきましては、昨年、管理職以上を試行するというので実施しました。昨年試行で、本年が実施するかどうかというのを本年も昨年どおり実施していきたいと考えておりますが、まだ、一般職についてはそこまで至っておりません。

○木曾弘美委員長           ほかに質疑ございませんか。  
武田委員。

○武田昌起委員           1点だけちょっと職員さんに言うときたいなと思いますのは、現状、南あわじ市で、普通、サラリーマンとして働きよる方、それから農業の方、自営業の方、やっぱり相当、皆、生活設計の中から、かなりこれだけ景気が落ち込んでいて苦しい今立場に入ってます。そこら辺を職員の方がほんまにいかにかわかってくれてるんかどうか、この辺をもう少し、0.2の減額に対してだけじゃなしに、本当に市の中で普通の住民がどれだけ苦しい今状況に置かれているんかということをもっともっとやっぱり把握してもらいたいんです。

それではなかったら、市を運営する以上は、国家公務員はええなあと、給料ようけもうてええなあとというように言われてますんで、そこら辺で本当に減額によってどれだけ生活設計が狂ってくるんかいうのを身をもって体験していただきたいし、また住民の実際に苦しい中で税金を納めていきよる、この立場をもう少し把握してほしいなと思っております。この辺の答弁だけちょっとお願いします。

○木曾弘美委員長           副市長。

○副市長(川野四朗) 今、武田委員さんの方からお話あったように今回の措置はそういうものを公務員みずから自覚をなささいというのは、人事院勧告の中の勧告の中にもそういうことが書かれておりますし、官房長官談話や総務大臣談話の中でも現下の経済情勢をかんがみというところがございます。先ほど来お話があったように、我々も経済状態を考えずにそのまま置いときたいのはやまやまです。ただ、現下の経済情勢、特に南あわじ市の経済状態を考えてみますと、派遣切り等々で仕事を失うというような厳しい状況の中で、我々もそういうものの一端も、やっぱり理解をしつつ、本来公務員は12月が人勧の時期でございますが、先ほど原口委員のあったように、今、あえぎ苦しんでおる皆さん方と一緒に気持ちになると、少しでもなるという意味で、今回6月に一部凍結をします。今後、現下の情勢が十分に把握をされて、その結果がどのようになってこようといえども、やっぱり我々は人事院勧告を準拠して、受けざるをえないということを考えております。

今回の人事院勧告もずっと読んでいきましたら、サンプル数が少ない少ないと言われるのは、今まだそういう夏季一時金すら決めかねておるということでサンプル数が少なかったんだということも書かれておりました。それだけ厳しい状況だということだと思んですが、考えて見ましたら、今回0.2を下げることによって、少しでも市民の皆さん方の公務員に対する見方が、変っていただければありがたい話ですし、今後もまた、この経済危機をどのように克服していくのかということは我々も期待するところでございますが、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 副市長と総務部長、今、国会議員の中で人事院をなくそうと、官僚政治をぶつつぶそうと、特に民主党が言っております。もし民主党が主導権をとった場合、人事院がなくなる可能性も非常に高いんですけども、もしなくなったときには何を基底として、今後何を考えていかれるのか、ちょっとお聞きしたい。

○木曾弘美委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 仮定の話にはなかなかお答えはしにくいんですが、我々公務員がこれだけの数を全国にあるわけですから、公務員の給与制度というものについて、ある程度第三者の機関が、そういうものを定めていかないと、そもそも国であったって、各省庁がばらばらということではなからうかと思っておりますので、幾らそういうものをなくそうといっても、人事院というものはなくなるんではないかなというような感じはいたしますが、ただ公務員制度のあり方というものは、だれかがどこかで一本化をして考えていかなければ

ば、公務員法、地方公務員法等もあるわけでございますので、一概にはそうはならないかなと私は思います

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もし、そういうふうになったら、市自体でそういう調査部門をぜひともつくって、地域は地域で考えようと、地方は地方で考えようという姿勢でやっていただきたいと思いますと思ひまして、それで終わっておきます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行いたいと思ひます。  
採決は分割して行います。

まず議案第59号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○木曾弘美委員長 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案60号、南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○木曾弘美委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決すべきものと決しました。  
以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。  
お諮りいたします。

本日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長      それでは、そのようにさせていただきます。

本日、当委員会に付託されました案件につきまして慎重にご審議をいただきましてありがとうございます。

これをもちまして閉会といたします。どうも、お疲れさまでした。

(閉会 午後 0時10分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年5月22日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 木 曾 弘 美